

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十五年二月十八日第二十一号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和四年七月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島

勝

取消 番号	第百一号
指定の取消しに 係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の取消しの 年 月 日	令和四年六月二十 日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県入間郡毛呂山町大字市場字上西ヶ谷千十九番一の 一部、千十九番十四の一部
指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)	六十八・〇〇
指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇